

酒々井町農業委員会 12月総会会議録

平成29年12月4日（月）

中央庁舎3階会議室

午後3時58分から午後4時58分まで

局長 それでは、定刻前ですが、皆様お揃いのようなので、12月の総会を始めさせていただきたいと思っております。総会の前に、新任推進委員さんを紹介させていただきます。先月の総会で農地利用最適化推進委員として選任され、翌日14日に委嘱させていただきました秋葉哲夫さんです。それでは、秋葉推進委員にご挨拶をお願いします。

<秋葉推進委員 挨拶>

局長 ありがとうございます。続きまして、親睦会から連絡事項がございましたらお願いします。

<綿貫親睦会長>

局長 それでは、総会に移りたいと思っておりますので、会長お願いいたします。

会長 先程、午後2時から農地中間管理機構の関係で、機構も実績を作りたいということで、利用集積のときに農地中間管理機構を通して頂ければという話がありました。このため、次から前回設定期間5年以上の方が再設定したい場合は、農地中間管理機構に間に入ってもらう可能性がありますので、委員の皆様にはご承知おき下さいますようお願いいたします。都度、局長と話しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは、ただいまから平成29年12月の農業委員会総会を開会いたします。

会長 なお、本日の総会は、議案1件、専決処理報告2件、その他5件ですので、よろしく申し上げます。

局長 議事の進行につきましては、会議規則により会長をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、2番綿貫清委員、4番木我恭子委員を指名します。

議 長 はじめに、議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から3について、借受者が同一ですので、一括して事務局より説明願います。

局 長 議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から3について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。まず、整理番号1についてですが、貸付者は、本佐倉在住者、借受者も同じく、本佐倉在住者です。設定場所は、酒々井の農地2筆で、地目は田、面積は合計で1,538㎡、利用計画は田です。賃借料は、米約2.3俵で10a当たり米1.5俵、設定期間は、5年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号2についてですが、資料の3ページをご覧ください。貸付者は、本佐倉在住者外2名の共有、借受者も同じく、本佐倉在住者です。設定場所は、酒々井の農地3筆及び本佐倉の農地で、地目は田、面積は合計で4,188㎡、利用計画は田です。賃借料は、米約6.2俵で10a当たり米1.5俵、設定期間は、5年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号3についてですが、資料の5ページをご覧ください。貸付者は、本佐倉在住者、借受者も同じく、本佐倉在住者です。設定場所は、本佐倉の農地3筆及び酒々井の農地で、地目は田、面積は合計で2,987㎡、利用計画は田です。賃借料は、1等米270kgで10a当たり1等米1.5俵、設定期間は、5年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は石井委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石井推進委員 特別はありませんが、借受者は一所懸命頑張っていますので、問題ないと思います。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質問、意見等なし>

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決は整理番号ごとに行いたいと思います。それでは、議案 農用地利用集積計画の整理番号

1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、議案 農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、議案 農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、議案 農用地利用集積計画についての整理番号4について、事務局より説明願います。

局 長 議案 農用地利用集積計画についての整理番号4について、説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。貸付者は、本佐倉在住者、借受者は佐倉市在住者です。設定場所は、本佐倉の農地6筆及び印旛沼新田の農地で、地目は田、面積は合計で8,353㎡、利用計画は田です。賃借料は、1等米250.2kgで10a当たり1等米0.5俵、設定期間は、6年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、8ページ、9ページ的位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は石井委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたら願います。

石井推進委員 この方も頑張っていますので、問題ないと思います。

- 議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。
- 綿貫委員 分かれば良いのですが、貸付者が〇〇〇〇さんで、整理番号3も〇〇〇〇さん、借受者が整理番号3は〇〇さんで、整理番号4は〇〇さんですが、何か意味があるのでしょうか。
- 石井委員 おそらく育苗の問題だと思います。一気に8～9反歩の田んぼを借りるとなると、ハウスを1棟増築しないといけなくなります。両方合わせると経営面積が2町歩程になりますが、2町歩だと最低でも400枚の計算になるので、それを1年でやるのは大変になるかと思います。
- 議 長 補足させていただきます。〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんに貸した3反歩は離れています。〇〇〇〇さんが作っている田んぼがその近くにあります。〇〇さんは親戚になるのですが、最初に多いところをどうするのか〇〇〇〇さんに聞こうとしたのですが、私が仲介する前に〇〇さんに貸してしまいました。残っている農地は自分で耕作するのかなと思って聞いたのですが、〇〇さんが借りたいということで、2つの案件に分かれてしまいました。〇〇さんは経営面積をもっと増やしたかったのですが、〇〇さんは〇〇さんの方に先に行ってしまうました。その後で〇〇さんが借りたいと言ったのですが、もう貸してしまった後だったので、自分が作っている田んぼのすぐ近くの田んぼは〇〇さんに貸しますということで、それで分かれてしまいました。というのは、真ん中に排水路があって、排水路の手前は良いのですが、超える道が回らないとありません。〇〇さんはそこに5反歩位農地を所有しています。〇〇〇〇の反対側です。その繋ぎは〇〇さんの5反歩がすぐ脇にあるからそちらを〇〇さんに貸して、離れている方もその隣が〇〇さんの田んぼが3枚あるので、隣の近いところは〇〇さんに貸しますということになりました。
- 議 長 他にありませんか。他にないようですので、これから採決を行います。それでは、議案 農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号4につきましては、原案どおり答申することに決定します。

- 議 長 続きますして、議案 農用地利用集積計画についての整理番号5について、事務局より説明願います。
- 局 長 議案 農用地利用集積計画についての整理番号5について、説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。貸付者は、本佐倉在住者、借受者も同じく、本佐倉在住者です。設定場所は、酒々井の農地で、地目は田、面積は310㎡、利用計画は田です。賃借料は、30,000円で10a当たり96,774円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成24年12月1日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、11ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は石井委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたら願います。
- 石井委員 こちらの関しても、借受者の方は頑張っていますので、問題ないと思います。
- 議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたら願います。
- 相京委員 賃借料が高いと思います。
- 議 長 ○○さんが借りているところは、ハウスがもう建っています。金額は相対でやっている問題であって、もう現況は田んぼではありません。田になってはいますが、ハウスが建っている状態で借りています。
- 木我委員 ハウスごと借りているのですか。
- 議 長 ハウスは、○○さんが○○さんの分を借りてギリギリのところまで建てているので、値段が高いのかなと思います。
- 飯田委員 桁が違うのではないのでしょうか。
- 局 長 面積が少ないので、10aあたりに直せばこの金額で合っています。
- 議 長 他にありませんか。他にないようですので、これから採決を行います。そ

れでは、議案 農用地利用集積計画の整理番号5について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、専決処理報告に移ります。初めに、農地法第4条の届出について、報告をお願いします。

局 長 農地法第4条の届出について、説明させていただきます。資料の12ページをご覧ください。届出人は、中川在住者です。届出地は、中川の農地で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は122㎡、届出理由は、駐車場用地とのことです。備考ですが、平成29年11月1日付け、酒農委第4号の1で受理証明を出させていただいております。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等ございましたらお願いします。

<質問、意見等なし>

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、農地法第5条の届出について、報告をお願いします。

局 長 農地法第5条の届出について、説明させていただきます。資料の14ページをご覧ください。譲受人は、千葉市中央区に住所を有する法人、譲渡人は、成田市に住所を有する法人です。届出地は、酒々井の農地2筆で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は合計で435㎡、届出理由は、住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成29年11月13日付け、酒農委第5号の13で受理証明を出させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等ございましたらお願いします。

<質問、意見等なし>

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしく申し上げます。

議 長 次に、その他の（１）農地法第３条の許可基準（下限面積）について事務局より説明をお願いします。

<局長説明>

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

相京委員 下限面積の条件で、許可にならなかったということはあったのですか。

局 長 そもそも下限面積は５０a ということで、受付の時点で申請者は借りたり買ったりして、５０a にしてきますので、面積で許可にならなかったということはありません。５０a は大変な面積ですので、もっと少なくならないかという話があります。

議 長 １反歩もっていけば、ここを買いたいという時に買えるということです。５０a だと、そんなに面積が無くて買えないということがあるので、１０a にするかという議論です。

局 長 それはあくまでも、農業委員会の裁量で平成２１年の農地法の改正の時にそのような形に変わりました。以前、下限面積が５０a ということで決まったのですが、農業委員会の方で、状況に応じて変えられるということになって、何回も見直しを重ねたのですが、状況が変わりませんでしたので下限面積を変えませんでした。この先、何年か経てば遊休農地が増えたり、農業従事者もかなり少なくなることが見込まれますので、面積を下げれば新規参入が可能かなという状況です。あと資料として渡していないのですが、千葉県大多喜町が下限面積を１０a にしたということがあったので照会しましたが、下限面積を変えてからそんなに申請状況等は変わっていないとのことでした。来月あたり１件、新規就農で出てくるかもしれませんが、その方についても、今下限面積は５０a なので、買うなり見つけて下さいということで、ようやく５０a をクリアしたところです。

議 長 １０a に下げれば、新規就農者が多くなるだろうと思います。

局 長 本来農業ですから、そんなに下げるのはどうかというのがありますが、そのようなことを言っていると農家がかなり少なくなるのかなと思います。逆に、下げると困るという意見とかはございませんか。

- 議 長 下げて悪いということは無いと思います。新規就農者にとっては下げてもらった方がありがたいかなと思います。
- 宮田委員 下げすぎて、その面積では利益が出なくて、経営が成り立たないというのは考えなくて良いのですか。
- 局 長 取っ掛かりを与えるという意味です。
- 宮田委員 取っ掛かりを与えて、新規就農者を掘り起こすということですか。
- 局 長 10a とかで畑ならやり様ですが、田んぼでは10a 耕作したところで趣味の範疇になってしまうかと思います。しかしそれが功を奏して、もっと耕作してくれればとは思いますが。
- 綿貫委員 分かれば良いのですが、今まで50a だったところを条件付きで下げて良いこととした法改正の趣旨は何でしょうか。
- 局 長 中山間地で50a と決めていると、まとまった面積が無いので、農業委員会の裁量で各地区の状況に応じて設定出来るようにということです。今遊休農地が増えたり、後継者もいないので、空き家対策も含めて1a にするといった動きも広がってきています。
- 議 長 地区毎に下限面積を設定してしまっただけではどうでしょうか。
- 局 長 この資料の中に分けられているところもありまして、農振農用地は30a、農振農用地域外の田んぼは10a、市街化区域が一番小さい数字などと設定しているところもあるようです。地域全体で決めているところもあれば、区域で分けている場合もありますので、あとでこの資料をご覧頂ければと思います。
- 石井委員 下限面積を小さくした場合、取得後すぐに宅地にされるなどの心配はありませんか。
- 議 長 そういったことも考えられますので、審査は慎重にやらないといけないと思います。
- 芝野経済環境課長 全国農業新聞に掲載されていますが、朝倉市では、取得者に5年以上は耕作するように誓約書を提出してもらうこととなっています。

局長 年数は、最低でも3年から5年はやってもらわなければいけません。過去にも5反歩程農地を借りたり買って集めて、期間が経過したら農地を返してしまう方もいましたので、本当に耕作するのかといった審査は今まで以上に慎重に行う必要があると思います。そういうことですので、今日すぐという訳ではないのですが、ご意見等がございましたら農業委員会にお知らせして頂ければと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 長 下限面積については、今後慎重に協議を重ねる必要があると思われ。次に、その他の(2) 農業者年金加入推進について、事務局より説明をお願いします。

<来月説明>

議長 長 それでは、次に、その他の(3) ふるさとまつりについて、事務局より説明をお願いします。

<局長説明>

議長 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質問、意見等なし>

議長 長 特にないようですので、次に、その他の(4) 農地のあっせん依頼について、事務局より説明をお願いします。

<局長説明>

議長 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質問、意見等あり>

議長 長 他にありませんか。他にないようですので、次に、その他の(5) について事務局から何かありましたらお願いします。

局長 平成29年度印旛農林業フォーラムについて、参加希望がありましたらお願い致します。

<参加希望なし>

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 5日の金曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、5日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、5日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。